

令和4年3月23日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 清原 哲史

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、会議規則第110条の規定により報告します。

記

第3号議案 古賀市附属機関の設置等に関する条例の制定について

執行機関の合議体設置に関する見直しに伴い、附属機関を新たに設置するため、条例を制定するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 この新たな条例の制定により、附属機関については、今回議会に提案している条例で設置される附属機関と、現在単独の条例で設置されている附属機関との2パターンとなる。
- 2 今後、新たな附属機関を設置する場合は、この条例に追加できる内容かを判断し、可能な場合は追加していく。
- 3 新たな条例に追加することが難しい場合は、単独の条例で設置する。
- 4 現在、単独の条例で設置している附属機関については、その条例を改正する際に、新しい条例に追加できないかを判断し、可能であれば追加していく。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第4号議案 古賀市公共施設等総合管理基金条例の制定について

古賀市公共施設等総合管理計画の対象施設等の整備、保全、除去等に必要な経費の財源に充てるため、基金を設置することに伴い、その設置及び管理等について条例で定め

るもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 今般、この条例を制定する理由は、種々の基金に関して、設置した当時の状況と現在の状況が異なり、活用しづらいなどの問題があることによる。施設整備や維持管理などのハード部分については、新たな基金のほうで対応し、ソフト部分の事業については、基金を使わなくてもやっていけるという考え方。
- 2 この基金を財源とし、整備・保全・除去等を行うとされている古賀市公共施設等総合管理計画における対象施設等とは、本市が所有し管理する建築物及びインフラを対象として位置づけている。
- 3 新しく設置する基金については、目標金額などを設けず、予算額の状況に応じて積み立てていく。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第5号議案 古賀市犯罪被害者等支援条例の制定について

犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護及び誰もが安心して暮らせる地域社会の実現による市民福祉の向上に寄与するため、条例を制定するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 本条例で定める、市が実施する施策は大きく4点、第6条の相談及び情報の提供等、第7条の犯罪被害者等見舞金の支給、第8条の居住の安定、第9条の広報及び啓発であるが、本条例の施行に必要な事項を定めるため、古賀市犯罪被害者等支援条例施行規則を制定する。
- 2 総合的な窓口は、総務課で所管する。
- 3 センシティブな問題を多く含んだ相談も想定されるので、基本的には事前に電話等での相談があつてからの来庁を想定しているが、予約のない来庁者にも対応したい。その際においても相談室等の個室で対応したい。
- 4 第8条のその他の必要な支援として、市営住宅の目的外使用の検討の他に、県営住宅への入居の配慮、警察が所管する一次避難に関する公費の支給制度の案内等を想定している。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第6号議案 古賀市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の規定が施行されることに伴い、必要な措置を講じるため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 改正箇所である第32条第1項第1号の規定内容は、統計法第52条に規定されている国勢調査などの基幹統計調査や一般統計調査等の調査情報に含まれる個人情報とは、個人情報保護条例第2章の適用を受けないというもの。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第7号議案 古賀市特別職の職員の給与等に関する条例及び古賀市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

消防団員を確保し、地域の消防防災体制の充実強化を図ることを目的として、消防団員の処遇を改善するため、条例の一部を改正するもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 出動時間が4時間以上か4時間未満かは、災害ごとに起点と終点を設け、判断することを検討。
- 2 改定の基準となっている額は、消防庁からの通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」という消防団員の処遇等に関する検討会の答申を基にしている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第8号議案 古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定

について

まちづくり基本条例検証委員会の委員報酬額を見直すため、条例の一部を改正するもの。

【質疑・意見】

なし。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 9 号議案 古賀市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

民法の一部を改正する法律により成年年齢が見直されることに伴う改正及び所要の改正を行うため、条例の一部を改正するもの。

【質疑・意見】

なし。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 10 号議案 古賀市補助金審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

補助金制度の見直しに伴い、公募型補助金の審査方法を変更するため、条例の一部を改正するもの。

【質疑・意見】

なし。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 30 号議案 古賀市一般職の職員の給与に関する条例及び古賀市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定、他の地方公共団体の給与改定状況等諸般の事情を考慮し、市職員の期末手当を改定しようとするもの。

【審査内容】

議案の意図、詳細は次のとおり。

- 1 昨年11月24日に人事院勧告のとおり期末手当の0.15月減額が閣議決定され、2月1日に法案が閣議決定されたことを受けての期末手当の改定。
- 2 ラスパイレス指数の改善については、人事評価制度の中で、処遇改善で昇給する区分の運用を活用することにより、一定のラスパイレス指数改善の効果が出ると考えている。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第31号議案 古賀市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び古賀市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

市職員の給与改定に伴い、市議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を改定しようとするもの。

【質疑・意見】

なし。

【審査結果】

委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。